

## 後期高齢者医療制度の資格確認書の色が「うすいオレンジ色」から『うすい緑色』に変わります

令和7年7月31日の有効期限満了に伴い資格確認書(被保険者証)を更新いたします。この機会に、保険証としてマイナンバーカードのご利用をご検討ください。

新しい資格確認書は『うすい緑色』です。7月初旬頃から順次(簡易書留・特定記録)郵便にて郵送する予定となっております。



### 今回お届けする『うすい緑色』の資格確認書は7月1日から令和8年7月31日まで使えます。

それが届くまでは現在お持ちの資格確認書(被保険者証)「うすいオレンジ色」をご使用ください。

(「うすいオレンジ色」の資格確認書(被保険者証)は8月1日以降使用できません。)

### 資格確認書について

後期高齢者医療制度に加入する皆様には、マイナンバーカードの有無に関わらず、申請なしで、令和8年7月末まで使える「資格確認書」をお届けします。(「資格確認書」の交付が延長されました)

(令和7年8月からの資格確認書は、7月中にお届けする予定です。)

マイナンバーカードでの受付が難しい方でも、「資格確認書」で医療を受けられますので、ご安心ください。

### マイナンバーカードを使うメリット

#### ・救急現場でも使えます

ご自身で説明することが難しい状態でも、救急隊が通院やお薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送につながります。

#### ・手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除されます

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

#### ・マイナンバーカードには、医療情報などのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。マイナンバーカードがあれば、急病のときなど様々な場面で役立つため、ぜひ、普段から持ち歩いてください。

### 現在お持ちの資格確認書(被保険者証)「うすいオレンジ色」について

新しい資格確認書『うすい緑色』がお手元に届き次第、「うすいオレンジ色」の資格確認書(被保険者証)は、下記お問合せ先にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

※令和7年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。

例①	今まで1割であった方が2割負担に変更となる場合↓ 「2割(令和7年7月31日までは1割)」と表示されます。
例②	今まで1割であった方が3割負担に変更となる場合↓ 「3割(令和7年7月31日までは1割)」と表示されます。

お問合せ 保健福祉課 ☎0738-22-9041 / 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

### なかつ地域子育て支援センター のびのび広場『シャボン玉遊び・水遊び』

- 令和7年7月24日(木) 10:00~11:00
- 健康管理センター
- 対象は中津・美山地区の1歳以上未就園児親子
- タオル・着替えの用意をお願いします。
- 令和7年7月17日(木)までになかつ地域子育て支援センターへお問い合わせください。

お問合せ なかつ地域子育て支援センター  
(なかつ保育所内) ☎0738-24-9330

### かわべ地域子育て支援センター かわべほのぼのルーム 『親子ふれあい体操』

- 日時: 令和7年7月16日(水)  
10:00~11:00
- 場所: かわべ保育所
- 対象: 川辺地区の未就園児親子
- ※かわべ地域子育て支援センターへお申し込みください。

お問合せ かわべ地域子育て支援センター  
(かわべ保育所内) ☎080-9941-7320



## ○重度心身障害児者医療費受給者証の更新について

重度心身障害児者医療費受給者証の有効期限は7月末日となっております。7月上旬に更新申請書を受給者の方にお送りしますので、7月中に更新の手続きを行ってください。

## ○重度心身障害者福祉手当の認定申請について

重度心身障害者福祉手当の認定期間は7月までとなっております。

引き続き受給される方は、手続きが必要になります。現在受給中の方には、申請書をお送りしますので、7月中に認定申請を行ってください。

また新たに認定要件に該当すると思われる方は、お問い合わせください。

## ○障害のある 65歳~74歳の方へ

~後期高齢者医療への加入を選択できます~

「65歳以上で一定の障害のある方」は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入を希望される方は、申請が必要です。



お問合せ 保健福祉課 ☎0738-22-9041

### 認定要件

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ・在宅で年収120万円未満の方(18歳以上)

以下の方は一定の障害があると認められます。

- ◆ 障害年金1級・2級を受けている方
- ◆ 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ◆ 身体障害者手帳4級をお持ちの方のうち、音声・言語、下肢機能障害の一部などの障害による手帳をお持ちの方
- ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」が利用できます。令和7年度の免除等の受付は7月から開始され、令和7年7月分から翌年6月分までの期間を対象として審査を行いますので、住民課および支所・出張所にて申請手続きを行ってください。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までとなります。申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、住民課、各地域振興課、寒川出張所もしくは年金事務所へご相談ください。

お問合せ 住民課 ☎0738-22-1701 / 中津地域振興課 ☎0738-23-9503  
美山地域振興課 ☎0738-23-9505 / 寒川出張所 ☎0738-58-0001

